

松江市体験の機会の場の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号。以下「法」という。）第20条第1項の規定に基づき松江市長（以下「市長」という。）が行う体験の機会の場の認定（以下「認定」という。）に関し、法及び環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律施行規則（平成24年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(認定申請に係る添付書類等)

第2条 規則第9条第2項に定める書類のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に定める様式により提出するものとする。

- (1) 規則第9条第2項第3号に規定する申請者が法第20条第4項各号の規定に該当しないことを説明した書面 様式第1号
- (2) 規則第9条第2項第4号に規定する申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の実績を記載した書類 様式第2号
- (3) 規則第9条第2項第5号に規定する申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書 様式第3号
- (4) 規則第9条第2項第5号に規定する申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における収支予算書 様式第4号
- (5) 規則第9条第2項第6号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の参加者及び実施者の安全の確保を図るための措置（当該事業に係る土地又は建物の管理に関する事項を含む。）について記載した書類 様式第5号
- (6) 規則第9条第2項第7号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業について知識及び経験を有する者の確保の状況その他の業務の実施体制について記載した書類 様式第6号
- (7) 規則第9条第2項第10号に規定する認定の申請に係る体験の機会の場において環境保全の意欲の増進に関する事業を実施することについての当該事業の実施者の同意書 様式第7号

(認定の通知等)

第3条 法第20条第6項の規定による認定の通知は、様式第8号によるものとする。

2 法第20条第7項の規定による事業の内容等が要件に適合しない旨の通知は、様式第9号によるものとする。

(認定登録事項の変更)

第4条 法第20条第1項の規定により認定を受けた者（以下「認定民間団体等」という。）が、法第20条第8項の規定による変更の届出を行うときは、規則第10条に定める届出書のほか、認定申請時に提出した書類のうち、当該変更に係る規則第9条第2項の書類を添付するものとする。

2 第2条の規定は、前項の変更において準用する。

(認定の有効期間)

第5条 法第20条の2第1項の規定により市長が定める認定の有効期間は、5年を超えない範囲内において、当該申請に係る事業計画及び安全確保措置等の内容を勘案して、その都度市長が決定するものとする。

(更新申請)

第6条 認定民間団体等が、法第20条の2第2項の規定による認定の有効期間の更新を受けようとするときは、認定の有効期間が終了する日の60日前までに、規則第11条に定める申請書に規則第9条第2項に定める書類を添付して、市長に申請するものとする。

2 第2条の規定は、前項の申請において準用する。

3 法第20条の2第2項の規定による有効期間の更新の通知は、様式第10号によるものとする。

4 前項の認定の有効期間は、第5条の規定を準用する。

(認定の取消)

第7条 法第20条の6第2項の規定による、認定の取消の通知は、様式第11号によるものとする。

(運営状況の報告)

第8条 規則第12条第1項に規定する市長が定める日は、翌年度の6月末日とし、様式第12号に体験の機会のある場で行う事業に係る収支決算書を添付して行うものとする。

2 規則第12条第2項の市長が定める期間は、当該事業の計画及び実施状況を勘案して、その都度市長が決定するものとする。

3 第1項の報告のほか、認定に係る事業の実施において、参加者等に事故があった場合、認定民間団体等は、様式第13号により、直ちに市長へ報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。